沖縄県個人情報保護審査会答申第90号 概要

①件				名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報(未就業保育士)の目的外提供について
②実	施		機	関	沖縄県知事(子ども生活福祉部子育て支援課)
③提		供		先	提供依頼のあった市町村保育主管課
④提付	供する [・]	保有	了個人	情報	保育士登録申請書(国家戦略特別区域限定保育士登録申請書を含む。) に記載された氏名(漢字、カナ)、生年月日、郵便番号、住所、卒業又 は合格年月日、及び保育士証に記載された登録番号、登録年月日
⑤提	供		方	法	提供する保有個人情報を電磁的又は物理的に提供する際は、当該情報にパスワードを掛けて提供する。 また、パスワードについては、当該個人情報の提供と分けて通知する。
⑥諮	問	年	月	日	令和2年4月10日(沖縄県諮問子第2号)
⑦諮	問		理	由	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に該当
8答	申	年	月	日	令和2年6月26日
9答	申		内	容	○審査会の結論 沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が保有する保有個人情報 の市町村保育主管課への提供については、公益上必要であり、か つ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められ るため、提供を認める。
					○審査会の判断理由(概要) 当該個人情報の提供は、県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている未就業保育士に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能にし、保育士の確保、ひいては待機児童解消の実現に寄与することを目的としている。したがって、当該個人情報の提供は、公益上必要である。また、審議の結果、提供方法について、必要な安全管理のための措置が講じられているため、認定する。